



提出いたした次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして概略を御説明いたします。

第一に、先に申述べました借換済外債賃の残存証券及び附属利札での借換が当を得なかつたものと認められるものにつきまして、大蔵大臣の指定により、これを旧外貨債処理法による借換の日にさかのぼつて有効なものとし、又、前述の旧敵産管理法に基いてとられました措置によつて無効とされましたが利札につきましても、これを再び有効なものとするなどいたしました。

第二に、右により有効とされます外債が地方債又は社債であります場合には、旧外貨債処理法の精神に従いまして、その元利支払義務を政府が承継することといたしました。

第三に、以上による借換済外債の復元に伴いまして、すでに借換により発行されている邦貨債との二重発行により調整する必要がありますので、その邦貨債の得取者から借換価額相当額を政府に納付されることといたしました。なにほか、右の邦貨債取得者から政選択によりまして、借換発行された邦貨債そのものを以て代納することもできることといたしました。

以上がこの法律案を提出した事由及びその内容の概略であります。何とぞ御審議の上、速かに可決されますようお願い申上げます。

○委員長(平沼彌太郎君) この三法案に対する御質疑は次回に譲ることにし

まして、次に連合国財産補償法案を議題といたします。御質疑をお願いいたします。

○菊川幸夫君 一番に、本法案について

では将来やはり国際間のいろいろ問題も起ると思いますので、私は慎重に一つ審議をしなければならんと思いま

す。つきましては委員長或いは専門員

や、本日出席の管財局長の御発言で

は、この法案は、批准書と同時に、批

准するときにはもうこの国会を通

過しておらなければ困るんだといふよ

うな話でございましたが、本朝議院

運営委員会に官房長官が出席されまし

て、この法案は余りあわなくて、も

うな話でございましたが、本朝議院

運営委員会に官房長官が出席されまし

○菊川幸夫君 それは俺が聞いたんだから大丈夫だ。

○政府委員(内田常雄君) それに関し私はもう一度御説明申上げまして御了承願います。私どもが一番心配いた

しますことは、発効までに公布され

ばということでございますが、講和条

約が発効するためには御承知のよう

に、アメリカを初め連合国の各国の批

准書寄託が必要である。この補償法に

一番関心を持つておりますのは、財産

の額から申しまして米英が主であります

すけれども、アメリカのほうはこの法

律案を作ります際に、非常によく日本

側の立場も理解してくれております

が、英國その他におきましてはかなり

すけれども、アメリカのほうはこの法

律案を作ります際に、非常によく日本

側の立場も理解してくれております

が、英國その他におきましてはかなり

すけれども、まあ条約ができるだけ

簡単にしておきましてはかなり

いからといふことを説明いたしており

ますので、政府の意向はそう余りあ

わてないでもいいという意向で臨んで

おるということを先づ前提として、一

つ慎重に審議をしなければならん。私

はさように考える次第であります。つ

きましては第一番に送金額はどのくら

いに一体なる見込みか、この前に一応御

説明を願つたんですが、この前に御説

明願つたのとちよつと食違があると

思うので、これは勿論精算ができます

りませんから確定額というわけには行

かんと思いますけれども、どのくらい

最高要るだらうというお見込である

するということは、これは非常に疑義があるし、日本の立法手続において疑義があるばかりでなく、国際法規のある方としても疑義があるといふこととあります。現在の条約十五条にありますように、法律を先に作るということを規定してしまって、今いろ／＼打合せをさせておりまして、日本国内における云々といふことにありますけれども、私の今申しました

対しましては私は不思議に思うのでありますけれども、私の今申しました

説明は……。

○菊川幸夫君 重大な問題だ、議連に

おいて官房長官がでたらめなことを言つたんでは……。

○政府委員(内田常雄君) これはまだ

等においてこの補償法を先に作る。こ

れは本来は条約自身の規定することで、

中どうもそういう点が納得できないと

いう部分があれば、それは私の説明は

簡単にしておきましてはかなり

すけれども、アメリカとは違う意味の関心を持つて

おりまして、従いまして菊川委員御承

知のように、又私もこの際御説明申上

げたいと思いますが、講和条約、八

月十五日の改正の前の条約草案として

公表されたものにおいては、その十五

条の意味において今の形と違います

が、アメリカとは違う意味の関心を持つて

おりまして、従いまして菊川委員御承

するということは、これは非常に疑義があるし、日本の立法手続において疑義があるばかりでなく、国際法規のある方としても疑義があるといふこととあります。現在の条約十五条にありますように、法律を先に作るということを規定してしまって、今いろ／＼打合せをさせておりまして、日本国内において支払うといふのが原則であります。その限りにおきましては、これはこの前御説明申上げましたが、この法律案の第十七条のこの補償は、原則として本邦通貨でありますけれども、あなた個人の御意見として伺ひます。

○菊川幸夫君 あなたの御意見として伺ひます。

○政府委員(内田常雄君) まあそれは

それだけにいたしまして、その次の送

金額はどのくらいになるかといふこと

とおきまして、あなた個人の御意見とし

て、あなた個人の御意見として伺ひます。

○菊川幸夫君 あなたの御意見として伺ひます。

○政府委員(内田常雄君) まあそれは

それだけにいたしまして、その次の送

金額はどのくらいになるかといふこと

とおきまして、あなた個人の御意見とし

て、あなた個人の御意見として伺ひます。

○菊川幸夫君 あなたの御意見として伺ひます。

○政府委員(内田常雄君) まあそれは

それだけにいたしまして、その次の送

金額はどのくらいになるかといふこと

とおきまして、あなた個人の御意見とし

て、あなた個人の御意見として伺ひます。

の送金については外國為替に関する法律に従つて送金を認める。こういう命令に従つて送金を認めることで外貨建の補償をすることは、一部日本側は承認しながら、その実行については運用を以て日本の為替状態にマッチせしめる。こういう措置をとつておりますほか、第三項を置きまして、さような外貨建の補償を外貨の状況と睨み合せて受けたことが、連合国人にとって必ずしも利益でない場合がある。それで、さような場合には請求権者は外貨建の補償といつもの子つぱりあきらめて、円貨に換算した補償を受けた万事解決させる。こういう第三項の規定も連合国側と打合せの上で置いてござりますが、仮に第三項が一つも働かない、外貨の財産についてはすべて外貨建の補償をするとした場合におけるその送金額が先般申上げたと思いますが、大体全体の補償額の二割程度だと思います。具体的にはドルで一千二百万ドル、ボンドにいたしまして七千万ボンド、円貨に換算しますと、ドルの一千万ドルの部分は四十三億円、ボンドの七十万ボンドの部分は七億円、合計五十億円ということです。十億円の範囲で、それが今申しました十七条の三項の關係で円建に向うが満足すれば、この分は円で支払うことができる。もう一件事情に考えておきます。

○菊川幸夫君 今の官房長官の発言とあなたのは、丸つき違います。

○菊川幸夫君 本日会期を延長しなきやならんかどうかというふうな発言をするということは、

て軽率な発言をするということは、

たに申上げても仕方がないので、今の御説明はあなたの御意見だといふうに承わつて、やはり官房長官のほうは政府を代表して来ているのですから、食事でおますほか、第三項を置きまして、さような外貨建の補償を外貨の状況と睨み合せて受けたことが、連合国

ではまあ問題だと思います。併しあなたに申上げても仕方がないので、今の御説明はあなたの御意見だといふうに承わつて、やはり官房長官のほうは政府を代表して来ているのですから、承るよりしようがないですから、食事でおますほか、第三項を置きまして、さような外貨建の補償を外貨の状況と睨み合せて受けたことが、連合国



保留しておいて頂きます。

○政府委員(内田常雄君) これは法務府のほうの政府委員からも説明をされよう願います。

○菊川孝夫君 明らかにしておかないと将来も問題が起きる場合もあると存じますから……。次に第二条の五項につきまして「その他これらに準ずる財産権」ということがあります、「体これは「その他これらに準ずる財産権」というのは、例えば連合国人が日本において持つておった信用、抽象的な言葉で言うと「信用とか、商業権」というようなものも指すのであるかどうか。それから例えば金時計や金の指輪なんかはみんな持つておったわけであります。これが供出せしというわけで無理にとり上げた。「ダイヤモンドとか、こういうようなものもこの財産権の中にに入るか。これを一つお伺いしたい。この点例えは「その他これらに準ずる」というのはどういうことを考えておられるのか。

○政府委員(内田常雄君) この財産の範囲につきましてはおおむね考えられるものをこの第五項に載せてあります。従つて「その他これらに準ずる財産権」としてここに掲げてあるもののは現実には余りないと見えます。それならなお尋ねの金時計その他のを供出したといふことにつきましてはこれはその金時計そのものは動産として論ぜられるのでありますけれども、この補償法の趣旨が日本人には行わないで、連合国人のみを対象としているから、戦時特別措置に関する損失補償でありますから、さような場合には

一般的には補償の対象にしないで済み得ると考えております。

○菊川孝夫君 その当時の軍のやり方から考えまして、連合国人にも相当の処置を私はやつておるのではないかと思ひます。逮捕、拘禁した場合においてダイヤモンドかあるいは金側の時計をとつておるという場合に、仮にこれをとられた、ダイヤモンドを一つとられた、或いは金側の時計をとられたと言つたつてわかりはしない。そういうところもやはり請求をした場合にはそれを含むかどうかということです。

○政府委員(内田常雄君) それにつきましてはこの法律のしまいのほうに請求手続がございまして、拳証責任その他の必要書類は請求者の側が提出しなければならないということになりますが、第十五条の内容を明らかにした書類を添付しなければならない。こういうようないろいろの責任を一應外国人側に持たせる建前をとつております。但しこれにつきましてはあとのほうに規定がございませんが、日本側が向うから拳証のための必要書類の写しの発給を求められた場合には日本側はその発給に応ずる義務はあるが、拳証の責任は連合国人がとります。従つて「その他これらに準ずる財産権」としてここに掲げてあるもののは現実には余りないと見えます。それならなお尋ねの金時計その他のを供出したといふことにつきましてはこれはその金時計そのものは動産として論ぜられるものでありますけれども、この補償法の趣旨が日本人には行かないで、連合国人のみを対象としているから、戦時特別措置に関する損失補償でありますから、さような場合には

されたというような話がありますから、その点を先ずはつきりさせて審議せら

れたらどうかと思いますので、官房長官を先ずこへ呼んで今朝の話を伺うことにしたらしいと思います。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記をとめて〔速記中止〕

○委員長(平沼彌太郎君) それでは速記を始めて下さい。

○菊川孝夫君 「その他これらに準ずる財産権」について、あなたは今の御説明ではいわゆる証明をしなければなりませんと、あなたが第十五条の證明は連合国側において処置をするのでありますと、例えばアメリカ人であ

ればアメリカ政府なりに証明書をもらつて来れば日本側として拒否するわけには行かないと思いますが。

○政府委員(内田常雄君) その証明は運用上必要だと認めれば、一応の書類を連合国人に出させる義務を負わして政府に對して、日本政府がこの法律の運用上必要だと認めれば、一応の書類を連合国人に出させる義務を負わしておるのであります。

○菊川孝夫君 そういたしますと、そういう証明を日本政府に対して請求して来た場合に、政府としては拒否するつもりでおられるのですか。

○政府委員(内田常雄君) 拒否すること同様に、日本側はその発給に応ずる義務はあるが、拳証の責任は連合国人がとります。従つて「その他これらに準ずる財産権」としてここに掲げてあるもののは現実には余りないと見えます。それならなお尋ねの金時計その他のを供出したといふことにつきまし

いたしております。

○菊川孝夫君 それに関連いたしまして、「有体物で返還されたものについて生じた損害額は、その財産の返還時の状態を開戦時の状態まで回復するため補償時において必要な金額のうち」

あなたが提案理由御説明のあとで、例え家具とか、そういうものは焼けておる。そういうものを元の金額を補償されることになつておりますが、わたしはオルガン、ピアノがあつたといふことを、それを日本政府として認めざるを得ないその当時の証拠がありましたが、いし、ピアノを登記しておつたわけではないから……。

○政府委員(内田常雄君) 只今菊川さんのお尋ねの点はその通りだと思いますが、ピアノ、家具等には「々登記簿」がございませんから、最後のきわどいところに参りますと、行政運用で、不

要するに、申請権といふものが考えられます。日本人で申しましても、銀座の角に店を

しますが、例えば営業しておつた者の申請権といふものが考えられます。日

本人で申しましても、銀座の角に店を

しますが、例えは商業しておつた者の申請権といふものが考えられます。日

本人で申しましても、銀座の角に店を

しますが、例えは商業しておつた者の申請権といふものが考えられます。日

本人で申しましても、銀座の角に店を

しますが、例えは商業しておつた者の申請権といふものが考えられます。日

本人で申しましても、銀座の角に店を

しますが、例えは商業しておつた者の申請権といふものが考えられます。日

本人で申しましても、銀座の角に店を

しますが、例えは商業しておつた者の申請権といふものが考えられます。日

五

ございまして、それらの具体的な問題に応じて、具体的な規定を設けるより仕方がないと思います。何度も申上げますようにこれら的一般規定を設けますためには、でき得るだけ日本の利益のためにいたしまして、一部分は或いは政令で負担するものがあると思いますが、そういうものはできるだけ逃げられると、こう考えるのであります。

○菊川幸夫君 答弁を聞いておると、作ることを逃げられるようではなかつましいのでありますね。

○委員長(平沼綱太郎君) ちょっとお話を聞いておると、諸語いたします。官房長官に申上げますが、只今連合国財産償法案について審議中なんぞござります。ところが本日の議院運営委員会において官房長官が述べられたことについているふうに御議論はここにあります。どういうふうに議院運営委員会での法案についてお述べになつたかをちよつとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(岡崎勝男君) 私は非常に議運で間違えた発言をしました。といふのは多數の法案が書いてありますて、これは今国会で成立を希望するもの、これは十二月三十一日までに成立を希望するもの、これは条約発効のときまでに成立の必要なもの、こういうふうに印しがついてあつたわけです。その条約発効のときに必要なものという印しのところに、連合国財産償法案が入つておつた、気が付かずというわけですが、そこで連合国財産償法案は条約発効のときまでに成立すればいいというようなことを言つた結果になつたのですが、これは私自身も多少この問題に関係しておりまして、甚

だ迂闊で申訳なかつたのです。実は経緯は御承知だと思いますが、条約の草案ができる前にこういう法案が必要であるといふくらいの強い関係筋の意見もありまして、これは形式的には成るほど条約発効と同時に動き出すものではありますが、条約の各國の批准等の関係から見ますと、できるだけ早く、一日も早く成立しておくることが必要であり、且つ日本の信義と言いますか、國際信義上も当然のことであろうと思うのであります。で、実はこの法案の名前をあの条約十五条に入れると、うな話もあつたのを、間に合いませんで開議決定のときにやるということになりました。で、そういうわけでありますから、これは一日も早く成立させん立さしてもらいたいというところに、私が読上げるべきであつたのであります。これは全く読み方の間違いでありますので、先ほど議運にも連絡しまして訂正をいたしておきました。議運の関係の人もそれはわかつたということ申したようにこれは読み方の間違いであつたといふことを、「一言言つてくれ」というお話をありました。明日私が行つて今まで併し急のため、明日私が行つて今まで併し急のため、明日私が行つて今まで併し急のため、誠に誤解を与えまして恐縮であります。が、議運の発言はすでに取消しておりますので、さよなら御承知を願いたいと存じます。私が見ましても、これは一日も早く発効することが最も望ましいと考へます。

○菊川幸夫君 議運のお取消しの手続

をされたのは結構だと思いますが、僕は今日の議運は、条約を自由党のほうは、明日中にこの両条約を参議院において審議をしてしまえ、政府のほうでそういう御希望が非常に強いようであるということは、新聞でも明らかにされておりまし、又それは当然院内においてもそういう話でございます。而もそういう重要なこれと関連がある法案を、御説明になるときに当たりまして、我々は今朝のあなたの御発言で、それではあわてなくていいのだ、ろうという態度で以て、この委員会に臨んだわけあります。従いまして、今日もまた急ぐといふことで、いつを優先しなくてはならない、これができないと非常に重大な問題だと思ひますが、その文句は余り言いたくないのだが、日本が、明日の二日間、非常に今日で込んでいるのに、そいつを優先しなければならん、これができないと非常に重大な問題だと思ひますが、そのときにも、そういうたよな今朝重大な発言をされたわけですから、僕はいのじやないかと思つたのです。外交官出身の老練なあなたが発言したから、信用して間違いかからうといふ信の下に我々は態度を、そういう態度で以て来たわけでありまして、この法をいつまでに成立を希望するところがあつた中で、こう読上げたものですから、その中にひょと入つてしまつたというだけでありまして、誠に誤解を与えまして恐縮であります。が、議運の発言はすでに取消しておりますので、さよなら御承知を願いたいと存じます。私が見ましても、これは一日も早く発効することが最も望ましいと考へます。

○菊川幸夫君 とにかく、我々は議運においてもそろいの話でございました。御警告を発しておきます。○菊川幸夫君 とにかく、我々は議運においてもそろいの話でございました。御警告を発しておきます。

○木村謙八郎君 只今のお話ですと、法的に通しておかなければならぬとの御説明でありますか。御忠告の趣旨は肝に銘じて大いにこれから注意しようと思ひます。

○政府委員(岡崎勝男君) これは誠に私の間違いで重々、申訳ないのであります。御忠告の趣旨は肝に銘じて大いにこれから注意しようと思ひます。

○菊川幸夫君 とにかく、我々は議運においてもそろいの話でございました。御警告を発しておきます。私はせられたものと思つたから、非常に今日は、この委員会の審議では、岡崎長官の長い間の外交官の経験から基いておる御説明でありますから、一万々間違いない、慎重を期せらるるという態度で以て、この委員会に臨んだわけあります。従いまして、今日もまた急ぐといふことで、いつを優先しなればならん、これができないと非常に重大な問題だと思ひますが、そのときにも、そういうたよな今朝重大な発言をされたわけですから、僕はいのじやないかと思つたのです。外交官出身の老練なあなたが発言したから、信用して間違いかからうといふ信の下に我々は態度を、そういう態度で以て来たわけでありまして、この法をいつまでに成立を希望するところがあつたといふことを、「一言言つてくれ」というお話をありました。明日が行つて今まで併し急のため、明日私が行つて今まで併し急のため、誠に誤解を与えまして恐縮であります。が、議運の発言はすでに取消しておりますので、さよなら御承知を願いたいと存じます。私が見ましても、これは一日も早く発効することが最も望ましいと考へます。

○政府委員(岡崎勝男君) 委員長にも誠に申訳ないのであります。何とぞよろしく一つ……。

○菊川幸夫君 只今の官房長官の御説明では、一日も早く成立を希望するところがあつたといふことを、「一言言つてくれ」というお話をましたが、どの法案だつたつもりであります。要するにたくさんあつた中で、こう読上げたものですから、その中にひょと入つてしまつたというだけでありまして、誠に誤解を与えまして恐縮であります。が、議運の発言はすでに取消しておりますので、さよなら御承知を願いたいと存じます。私が見ましても、これは一日も早く発効することが最も望ましいと考へます。

○政府委員(岡崎勝男君) これはまあ第一には、日本の信義といふような問題になるのじやないかと思います。非常に今日は遺憾の意を表しておきました。常に今日は遺憾の意を表しておきました。やはり急ぐといふことで、一委員から質問しようと思つたところが、いや、それで、私はせられたものと思つたから、非常に今日は、この委員会の審議では、岡崎長官の長い間の外交官の経験から基いておる御説明でありますから、一万々間違いない、慎重を期せらるるという態度で以て、この委員会に臨んだわけあります。従いまして、今日もまた急ぐといふことで、いつを優先しなければならん、これができないと非常に重大な問題だと思ひますが、そのときにも、そういうたよな今朝重大な発言をされたわけですから、僕はいのじやないかと思つたのです。外交官出身の老練なあなたが発言したから、信用して間違いかからうといふ信の下に我々は態度を、そういう態度で以て来たわけでありまして、この法をいつまでに成立を希望するところがあつたといふことを、「一言言つてくれ」というお話をありました。明日が行つて今まで併し急のため、明日私が行つて今まで併し急のため、誠に誤解を与えまして恐縮であります。が、議運の発言はすでに取消しておりますので、さよなら御承知を願いたいと存じます。私が見ましても、これは一日も早く発効することが最も望ましいと考へます。

○木村謙八郎君 それは只今のお話でわかりました。それは期待されることであつて、若しこれが予算が伴つて、どうしても補正予算においてこの予算を組まなければならないといふ場合に、この法律案を通さなければならぬ

い」ということが出て来るのですが、併し実際に、この予算を組むのは来年度の、二十七年度予算に組む。それで又必要が起れば臨時に平和回復費等も準備されて来ると思うのです。です

から実際的には予算関係からして、この臨時国会においてこれを通さなくては信義に欠けるということにならない

と思います。問題は、予算措置において欠けるところがあれば、これは法律が通つても予算が通らなければお信義に欠けるのであるけれども、実際の予算の問題は来年度になつて来るの

で、それで官房長官御承知のように、この費用は、いわゆる講和関係費として、これはまああるいは賠償の費用、或

て、これは委せられてよろしいかと思うのですが、その点如何ですか。

○政府委員(岡崎勝男君) 今予算のことを木村君は頻りにおっしゃいました

が、これは実際にどれだけ予算が要るか、又ほかとの振合いでどれだけ出すか、こういうことはいずれ予算委員会と他関係の委員会で検討されること

は当然だと思います。併しながら法案は、まだとあります。併し上げ足をとるわけじ

が起る。それもただ時間的の問題で、対外的にもこれはやはり信義上守らなければならぬけれども、又国内的にも国会のやはり自主性というのもこ

れも重要な問題です。それで委員会自

身としてこれは慎重審議すべきである。これはやはりそれが約束違反になれる限りこれは一向差支えないのじ

たが、やはり法律案と予算案と、これ

は切離しては考えられないと思うのであるけれども、これからさつき予算の問題といわれます。一応形式的には切離してできるかも知れませんが、そういうものではない

うことです。これは官房長官よく御存じだと思いますけれども、存じだと思ふの

のであります。そこでこの十五条の関係の法律案は、これは今予算云々とい

う事実は拭きされているわけではない

よう思いますけれども、根本的に

は、そんなことは言いたくありません

が、まるで平和条約は全然対等でいや

なら結ばなくていいのだという議論の

題を大きくすれば……。ですから私

は、今の御説明ではどうも納得できな

い。国际信義に背く、そぞ大上段で來

東しておいて、国内で法律案が通らなかつたから駄目だつた、こういうよう

なことも過去において日本の場合でな

どもよくあるわけであります。そこ

で関係国では先づこの法律案を成立させ

ておいてくれ、そうすれば安心して十

五条の点等もきまるのだから、法律案だけ通すわけにも行かないものです

から、今日まで延びて来たわけであり

ます。この法律ができるときに、逆に

は条約の草案もできないうちに、法律案だけ通すわけにも行かないものです

だから安心できると、こういうふうに思ふのであります。この法律ができるときには、もう私が言ふまでもな

くともよくあるわけであります。そこ

で、國際信義と申しますか、これ

は、まだよくあるわけであります。そこ

で、國際信義と申しますか、これ

言つておるので。それはなかへで  
きない。何も批准権があるから寛大だ  
とか何とかということをおつしやいま  
すが、そういう議論じやない、作る前に  
なぜ相談しなかつたかということをお  
つしやるが、それはなかへでできなか  
つたのだ、そういうことを申上げたわ  
けであります。これは併し講和条約の  
問題ですから、これについては申上げ  
ません。

○木村禪八郎君 結局只今の折衝によ  
つてこの金額が又上つて来るというこ  
とになると、我々はここで百億という  
ものを組むことになる、そういうこと  
が予定されてしまつことはよくないの  
じやないですか。実際問題として……。

○政府委員(内田常雄君) 只今官房長  
官からおつしやつた折衝によつてきま  
るという意味は、恐らく査定によつて  
きまる、こういう意味だと思います。  
○政府委員(内田常雄君) 只今官房長  
官からおつしやつた折衝によつてきま  
るという意味は、恐らく査定によつて  
きまる、こういう意味だと思います。

○木村禪八郎君 結局只今の折衝によ  
つてこの金額が又上つて来るといふこと  
になると、我々はここで百億という  
ものを組むことになる、そういうこと  
が予定されてしまつことはよくないの  
じやないですか。実際問題として……。

○政府委員(内田常雄君) 只今官房長  
官からおつしやつた折衝によつてきま  
るという意味は、恐らく査定によつて  
きまる、こういう意味だと思います。  
○政府委員(内田常雄君) 只今官房長  
官からおつしやつた折衝によつてきま  
るという意味は、恐らく査定によつて  
きまる、こういう意味だと思います。

○木村禪八郎君 それは了承しまし  
ました。勿論官房長官もそういうことを言  
われているのですが、それにしてや  
はり影響すると思うのです。査定にし  
ても影響がないといふうにいえない  
と思うのです。

○政府委員(岡崎勝男君) とにかく私  
達で出来まして審議のお邪魔みたいな  
ことになつてます、私の出た趣旨  
は、運営委員会で話したことは私の間  
違ひである。これは急いで一日も早く  
成立を希望する法案の中に入つておる

のを誤つて他のほうに読上げたので  
あるということを証明に參つただけで  
あります。あとは従来の御審議をお願  
いいたします。

○菊川孝夫君 それで最後にあなたが  
お帰りになる前に聞いておきたいの  
は、それではその時期は一体いつであ  
るか、十日間延長ということは大体議  
運でも決定されたので、これは各会派  
一致して賛成しておりますので、大体  
いましてこの会期内を指すものである  
かどうか、この点をつきり伺いた  
い。「そんなこと当り前じゃないか」

と呼ぶ者あり) 慎重審議で、今日で押  
切らうといふようなことでやつてしま  
うのか、やつてしまわなければいかん  
のか。そんなことは私はないと思  
うのですけれども、これは国会の会期内  
において、できればこの最も早い機会  
に、それは何をきりへ、一杯まで我々  
は引張ろうとは思いませんが、その時  
期等については当然そう解釈してよろ  
しくござりますね。

○政府委員(岡崎勝男君) 私の希望を  
申上げますれば、これは条約成立と同  
時に発効することが最も望ましい、条  
約の承認と少くとも同時に発効するこ  
とが最も望ましい、こう考えておりま  
す。

○菊川孝夫君 それはあなたの御希望  
ですね、言葉尻をとるわけじやない  
が、「私の希望」と言われるがそ�です  
ね。

○政府委員(岡崎勝男君) 私の希望即  
ち政府の希望であります。

○菊川孝夫君 朝の政府の希望とは大  
分違つて来ましたね。

○木村禪八郎君 これは附則みたいな  
のを誤つて他のほうに読上げたので  
あるということを証明に參つただけで  
あります。あとは従来の御審議をお願  
いいたします。

ものじやないのですか。例えば行政協  
定なんといふものも今後に待つのであ  
つて、そういうものがはつきりできて  
から、条約と同時にこれが成立しなけ  
ばならんといふことが成立つのであ  
ります。ですからそういうことになるのじ  
やないです。

○政府委員(内田常雄君) 便宜私から  
御説明申上げます。これは木村さんが  
おいでになる前に私から詳しく述べ  
申上げたのであります。それを日本平和条  
約の附則申上げたのであります。沿革から申し  
ますと条約の本文になつておつたもの  
であります。条約本文そのものであつ  
たのであります。それを日本の平和条  
約の場合には相手国が非常に多数であ  
り、且つ早期に条約の成立を希望した  
ために、日本側の希望を容れて列国が  
足並を揃えるためには、条約はできる  
だけ簡単にするといふ趣旨で、本来条  
約と一体であるべきものを別に法律の  
形で横にのけたわけであります。従  
いましてこの条約の草案として八月二十一  
日に条約草案といふものがきまりま  
すまで、先ほど官房長官もお話を  
なりましたように、条約第十五条の  
形が今日の形ではないに法律として  
これを制定公布する、こういうこと  
がありました。ただそれを、条約成立  
前に、条約の原則を受けた国内法を国  
会に政府から提案するということは、  
これは国内法的に見ても、如何にも國  
会に提出して法律的に當を失すると思  
ましたので、更に最終の修正をいたし  
まして、日本は必ず条約と一体のもの  
として法律的措置として提出するとい  
うことから、従いましてあとは日本政  
府の信義に依頼してもらいたいといふ  
ことで話がきまつたものでござります。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは官  
房長官の只今のお話をにより、案を読  
み損なつたのだということ、明日の運  
くわかりました。

○木村禪八郎君 それは実情はとにか  
くから、従つて附則ではございません。  
○松永義雄君 そういう場合において  
代理入だと、こう見るのであります。  
○政府委員(林修三君) これは、この  
表現は多少この法案そのものが對外的  
ないろ／＼な問題もござりますので、  
こういう表現をとつておりますけれど  
も、そういう今の都道府県、市町村等  
の政府自体ではない機関が政府から法  
令上委任を受けてもつておるような場  
合には、これの中に入ると思います。

○松永義雄君 さつき質問したのだから……。  
○委員長(平沼彌太郎君) さつき申上  
げたのですが、法制意見第一局長の林  
修三君です。

○松永義雄君 先ほど菊川委員から代  
理といふことで御質問があつて、その  
答えに具体的的事例として仮にあると  
して、憲兵のごときは代理人だと、こ  
ういうような説明があつたから、代理  
といふのはそういう意味なんですか  
と、こう言つて僕は聞いておるので  
す。それから先は余り多く言わない  
で……。

○松永義雄君 それなら普通の意味の  
代理といふ考え方で、先ほど政府機関  
の一部のものは代理機関だといふ説明  
があつたから、変だと思つたから伺つ  
たのですが、それでよくわかりました  
た。

○政府委員(林修三君) 大体さよな  
ことになると思います。

○松永義雄君 それなら普通の意味の  
代理といふ考え方で、先ほど政府機関  
の一部のものは代理機関だといふ説明  
があつたから、変だと思つたから伺つ  
たのですが、それでよくわかりました  
た。

○菊川孝夫君 次に先ほど第二条の五  
項のこの「その他これらに準ずる財産  
権」のときに途中で切れてしまつたの  
ですが、いわゆる營業権だと、その  
辺に持つていた老舗といふものは含ま  
ないといふように解釈してよろしうござ  
いますか、「その他」に含むのかど  
うか、それはどうです。これをはつき



認めしてもららう措置を講じたいと考えております。第二段にお出しになりますが、た売買の場合、補償請求権がないものとして安い値段で売つておつた場合には、どうするかといふ御質問だと思ひますが、ここに書きました五項の解釈いたしましては、売買と共に補償請求権も譲り渡したということが売買の契約上明らかでない場合においては、元の財産の所有者に残つておるものだと解釈することにいたしております。従つて売買があつたから当然に補償請求権が、条約の規定に従つて請求して来るときに、その財産を持つてゐる者に帰属するというのではありません。むしろ逆に、損害を受けた財産を損害を受けたときに持つてゐる者に元来請求権がある。この請求権を売買契約におきまして明示的に相手方に譲り渡してない限りは、相手方に渡さないといふ解釈でござります。

○政府委員(内田常雄君) 食違いはないのであります。立証の責任は餘りませんで請求権者にある。この立証する資料としての書類を日本政府が持つてゐる場合には、その書類の請求があつた場合に日本政府がこれに協力して、その登記簿、謄本、抄本というようなものと日本政府が提出するということになります。今の遺産相続等の場合におきまして、果してその者が遺産相続人であるかどうかといふような証明書類につきましては、請求権者が日本政府に請求すべき筋合のものでもないし、又請求されましてもそのような書類は日本の法務関係等にもないわけでありますから、それは向うには立証する義務がある。それに基きましてそれゞ本国で整えて日本側に提出するということになつております。

た外貨債を日本で処分してしまって返還できないものを現金で補償することになりますと、同じ外貨債の処理についてこの敵産管理にかかつたものは現金で直ちに補償してもらら、然るに敵産管理にかからなかつた連合国人の持つてゐる外貨債につきましては、別に協議の上処理されるということになると、一方は非常に利益を受ける、直ちに現金で損害補填をしてもらつておるじやないか。他の大部分のものはそのような利益を受けられないということで、外貨債処理に対する不公平を免れんことになりますから、ここでは外貨債につきましては、つまり敵産管理にかかるて返還できない状態になつてゐるものであつても、現金補償はしないで、別の措置を講ずる。別の措置と申しますと、一方返還に関するいわゆる政令がございます。これは追つて法律に直します。その際に同じものを返還できない場合には、外国の市場で同種類のものを貰つて、現物を本人に返還する、補償しないで……、そういう規定をおきまして、返還されたものを平和条約十八条によつて外貨債の処理としてゆつくり一般の方針と並んで処理する。こういうことのほうが、利益であるといふことで、補償から外しまして返還のほうで以てする。返還そのもののを一般の外貨債と同じ方針で借金なり或いは償還なりするということになります。

○ 説明員（佐々木庸一君） 「相当の注意を怠つた」かどうかについてのこの判定、これは日本政府にあるのでござりますか、どうですか。

○ 菊川幸夫君 それでその判定を、これは相当の注意を怠つたか怠らなかつたかという判定が日本政府にあるものかどうかということをお尋ねするのには、特に何故かといふと、第五号に「連合国占領軍が相当の注意を怠つた」ということが書いてありますね。一体連合国に、お前のほうの連合国占領軍が、相当の注意を怠らなかつた、これは怠つたといふようなことをえらぶかどうか、言う勇氣があるか、これ

お伺いしておるわけです。これなかなかむずかしい問題だと思ひますが、文章では簡単ですけれども。

○説明員(佐々木庸一君) この法律の施行は日本政府が行いますことありますから、「相当な注意」の判定は、日本政府でやるつもりであります。但し十八条に「特別の協定がある場合に是」という規定がございます。十八条の三項でございます。再審査の規定について向う側が、いわゆるヴエルサイユ条約かイタリア条約の例にありますように、混合委員会的なものを作つてそこで認められるようには話がまとまつたといなしますれば、日本政府だけの判定で行かない例も生ずるかと思ひます。

○菊川幸夫君 そうすれば、連合国占領軍がとつた相当の注意云々の判定も、日本政府にありと解釈してよろしくおざいますか。

○説明員(佐々木庸一君) その通りでござります。

○菊川幸夫君 次に第五条、「その返還後日本政府の負担によつて補修されたものであるときは、」この返還後日本政府の補修の字句でございますが、一本これは事例として、こういふことの返還してしまつてから日本政府はこれを補修しておる事例、どういふ理由でこれを補修されたか、この点についてお伺いしたい。その事例はあるのですか。

○説明員(佐々木庸一君) 司令部は一般的に現在ある連合国人財産につきまして保全しろというメモランダムを出しておりまして、その保全命令に従いまして、屋根が飛んだようなものにつきましては屋根を仮設でもしておき

ませんと、屋根がます／＼傷んでしまいますので、その場合に保全の措置をとつております。ところがこの五条の一項の末段で書きましたような場合は、「一つの保全工事が終つた状態でおりましたところ、その後突発の事故で、例えば台風で又こわれてしまつた」といたしました場合に、取急いで日本政府が工事をやつた例があるのでござります。その工事が法律上の返還手続が終つた後まで更に延びたといいたします場合には、この条項によつて処理したいと考えたからであります。

○菊川孝夫君 次に第六条の地上権、永小作権、地役権の問題でございますが、これらは返還されなかつたものについて生じた損害額の算定でござりますが、さて「これらの権利と同様の権利を本邦内において取得するため補償時において必要な金額とする。」ということになつておりますが、「これらは権利と同様の権利を本邦内において取得するため」ということになりますと、これは非常に地上権とか、永小作権というようなことになりますと、特に銀座であるとか、ああいう方面の算定はむづかしいと思うのでありますけれども、一応算定は、請求権者が請求して来た場合の算定は対立しなければいいけれども、その算定はすべて大蔵省においてこれをされる予定でありますか、どうですか。

○説明員(佐々木庸一君) これは原則いたしましては地上権、永小作権、地役権等につきましては、建物と違いまして土地が消えてなくなるということはないものでございますから、都市計画その他の特別の事由がなければ適用の事例は少いものと考えております。

物が借りられなかつた、元のビルが焼けたために借りられないという場合におきましては、元の使つておつたと同様の使用価値の建物を借りるために必要な金といふに考えております。但しこの場合に必要な金と申しますのは、例えば敷金等が余計に要るというような場合を考えまして、その賃借権を設定するに必要な賃借料につきましては、戦前と同じような賃借料を払うようにするために国が補償するということは考えておりません。その時に一般市場において行われております賃借料を払つて、そうして同様の権利を取得するために必要な金を、政府のほうで必要な分だけ政府は補償するのでござります。

○菊川幸夫君 この点今私が御質問申し上げたのは、例えば丸ビルなんかで部屋を借りておつた。ところが拘留その他で追放されてとり上げられてしまつた。もうあとの人がこれを借りておるわけだ。ところが丸ビルを借りようとするといふたつて、返還するといつたつてなかなか困難だと思います。従いましてそれと同じようなやつを日本政府において取得するための権利金を出してやるということになつておるわけです。

そういたしますと、そのいわゆる金額の算定といふものは一体それをあなたたのほうでおやりになるつもりであるかどうか。この点についてお伺いしておるわけです。

○説明員(佐々木庸一君) お話を点につきましては適当な民間の評議委員等の知識を借りまして算定するつもりでございます。

律の中にはそういう民間の知識云々とあります。そのことは全然ございませんですが、その民間ということになるとちよつとおつた部屋は今幾らで借りておるか。それからどれだけ権利を払つておるか定されるか。今あなたが言われる民間人の評価委員を設けるということですねが、そういうふうにやられるつもりでござりますか。

○説明員(佐々木庸一君) そうではございません。現在のところ今のお話をよろしくなるものにつきましてはお話のよろしくな決定の仕方をするわけであります。が、市場で一体幾らしておるのかといふことは我々のほうで必ずしもわからぬことはございません。例えは鉄道車両などは、あるとか、例えば不動産の会社といふようなところから資料をとらうということを申上げたのであります。

○菊川孝夫君 次に商標権についてございますが、第十条のこれは「商標の信用を開戦時の状態に回復するたゞ補償時ににおいて必要な金額との合計額」これも非常に算定はむづかしいと思います。これは一体どういふふうにして「商標の信用を開戦時の状態に回復する」云々というようなことは算定されるのでござりますか。この意味をちよつと僕は存み込めるでござりますが、こんなものを金で換算するということは非常にむづかしいと思いまが。

○説明員(佐々木庸一君) お話を通ります。非常にむづかしいと思います。我々が考えておりますのは、例えば新聞に今まで使つておつたはどういう会社

あつたけれども、今度使うのはどうやる費用と考えております。  
○菊川幸夫君 つまり商標の信用回復しておられるわけありますか。ういうふうに解釈してよろしくござりますか。

○説明員(佐々木庸一君) そうでございます。

○菊川幸夫君 次に第十二条の「株式の損害」でございますが、これはこの前小林さんも質問して非常にこれは非常に酷であるとのことで問題になつたのであります。が、政府は「開戦時ににおける当該会社の払込資本金の額に対しましては、合国人が開戦時において有していた云々で、これは様式のバーセンテージによつて会社が受け取る損害額に毛づけじるわけですが、株式はそのまま返すのか。その時の株式そのものは一体本の株式取引所のその時の相場によって補償するものであるか。それとも表面のその会社の株を政府が処理して個別の物でこれを補償するという処置をとるのであるか。それともその時の相場これは相当株式でございますから非常に影響等が大きいと思うのであります。が、御案内の通りに株は最も相場の変動の強いものでありますけれども、この算定をどういうふうにいつ、請求いたしましては、敵産管理人から貢献しております第一次取得者が持つてお

いをさるの式の前で、その運送業者の現状を考へる。そこで、株式の運送業者には、その運動を今禁止してありますので、禁止された人が持つてあります株そのものを返すということを承知いたしております。それ以外の式につきましては、すでに第二次取引式につきましては、すでに第一次取引式で、これを現物で返してやることになりますと、取引の混亂を生じますので、会社が増資して新株を発行して返す、乃至は会社が市場で適切な時期を見計らつて買つて来て現物を返すというふうにいたすわけでありあります。買つて来て返しました株式については、政府が一定の金を会社に与えます。新たに増資新株を発行して渡しました場合においても政府は一定の金を会社には戻しております。

○菊川孝夫君 そうすると、そのほどにその会社が損をした分を株式のバランスシテーションによつて割り出しただけですが、又今度はその連合国人に補償する。そういうことになるわけですか。

○説明員(佐々木庸一君) お話を通じてあります。

○菊川孝夫君 そうするとこの株式については、大体その株式の法律の解説は我々若い時に習つておるのでですが、その株を持つておる者は、どういうことがあらうとその所有株数によつてけは株主が危険負担をするといふのは、世界の慣行だと思うのであります。が、にもかかわらずその慣行を超えて一体補償しなければならんとするのは、私は非常に苛酷だと思うのあります。が、やはりイタリアのほうの方式もこういうことになつておるのを

れておると思います。更に実際計算いたします場合にも実例を調べて見ます。といふと、二百四十社適用があると思われる会社があると思いますけれども、そのうちの大部分といふものは一%以下の特殊数であるというのが多いのです。従つて計算上も非常に経費のかかり過ぎるという点もあるのでござります。この点は日本政府側としても非常に強く反対の趣旨を申入れましたが、連合国側の同意を得ることはできませんでした。同意を得ることができませんでした根拠には、イタリアのも同様に書いておるということをございます。イタリアの規定につきましては、イタリアとの平和条約の第七十八条の第四項のロ号の規定がございまして、ロ号の後段は、「補償法の細目を、御質問の部分についてこのように規定しているのであります。」この補償は当該会社又は組合がこうむつた総損失又は総損害を基礎として計算され、且つ右の損失又は損害に対しては右国民が「……これは連合国国民のこと」とござります。「当該会社又は組合において有する利益がその会社又はその組合の総資本に対して有すると同一の比率を有しなければならない。」という規定でござります。

も、株式が代表する会社の資産が第四条に掲げる原因によつて損害を受けておつたならば、同じ百株返されても財産的価値は違うのであります。尤も開戦時から終戦後を通じまして、株式の市場価格とでは、返還時のほうが株の価格が上つておる場合もあり、下つておる場合もありますが……。そこで仮にそれらが上つておる場合にして、その上り方が会社の財産が減つておるにもかかわらず、それは日本における一般的のイソフレのために上つておる場合もあるのだから、その株式が代表する財産的価値は実質的に変化しておることは變りがない。そうすると株式の数を返すばかりでなしに、株式が代表する会社の資産の欠陥をもこの株式の割合によつて、補填しなければならないことになる。こういう理屈が出て來たわけです。これは一方におきまして、連合国人が全株を持つておる日本法人は、この法律案の第十一条のようないく算をしないで、その法人自体が第二条の規定で連合国人として取扱われるのですから、これは十一条の規定によらないで、その会社が戦争の結果受けた損害額自身を物理的、算術的に計算して、補償される。然るに日本法人について、全株でなしに一部の株を持つておる者は、会社の戦争損害について何らの補償を受けないと、いうことは不合理じゃないかということが生ずるのであります。そこでイタリーの条約におきましても同様な規定が置かれてあるのであります。我がほうとしてもこの理論を肯定せざるを得ませんが、向うの要求通りに応ずるわけに

財産が戦争の結果こうむつた財産をも行かない。株式を返還した上、会社損害するとすれば、会社がこうむつた人株主或いは日本人債権者の負担によつてすでに埋められておる部分……、その顯著なるものとして、企業再建整備或いは金融機関再建整備等として、会社の損害について先ず第一に一般の株主の出資額を十分の一に切下げ、更に会社の一般債権者の債権額を六割まで切つて補填しているわけであります。が、こういう部分は会社の損害補償額から差引く。

見で、これもまたよくとしますなどしてあるのであります。これは菊川さんや、小林さんから言われるよう、日本側の負担が重過ぎる、或いは二重負担になるのじないかといふ御議論の点を実は十二条の規定で極力殺しておるのであります。従つて株式については、株式そのものを返還するのほか、現実の会社財産の損害について、連合国人株主に補償する金額は第十二条の適用上ずつと減らされて参るわけでありまして、日本側の不利益が極めて少くなるという点について、十一条と十二条とと一緒にお考え願いたいと思います。

定は日本政府が自主的にいたしました。その算定の基礎としては、只今お尋ねの中にもありますように、会社の資産再評価の基準というものがありますが、そういうものを十分参考にいなければなりませんし、又同じ種類の設備、機械等の取扱時から補償時までにおける現実の価値の推移と、いうようなことを参考にしますとして、日本側の査定によつて第一号の規定の文字通りいだす予定であります。このことは日本側がきめます、先ほどから説明がありましたが、通り、向うがこれに不服の場合には……。

を補償時に有しておるときのこの時価が、その取得価格を超えるときは、この時価といふものはいわゆる簿面価格か、それともあなたがたが算定をされるのかと、これを申上げておるのであります。それによつて相当狂いが出て来るわけでありまして、これをあなたがたが算定を大きくしてしまえば殆んど十一条といふものは死んでしまうことになる。これが簿面価格ということになると、これはちよつと問題が起きて来る、こういうことでござります。

○政府委員(内田常雄君) これは簿面価格ではございません。これは全く読

んで字のごとく時価でございます。時価の算出方法については、その取得価

格は会社のほうでわかつております。会社の帳簿によつて……。それから今

日までの同一種類の財産についての価

格指數の変動等を加えた時価で、日本

側で定める時価で査定いたします。

○田村文吉君 無償交付等の場合は、

株式の問題はどうお扱いになりますか。

○説明員(佐々木庸一君) 時価で評価するといふことが合理的と我々は考

えます。その理由は、実は無償交付株に

ついても、連合国人が株主であつた会

社については、その持株率に応じて無

償で渡せといふことを向うで要求され

て無償株の交付されない

ことから來ているのであります。従つて無償株はこれ日本人と同じように

交付いたしましたが故に

○政府委員(内田常雄君) これは協定ができたものはございません。これは

間にも関連するのであります。査定はすべて日本側がする。従つてその査定

によって不服のある場合に更に再査定をして、日本側が一方的に再査定

をするのではいけないというので、再

査定に当らせたいといふ向う側からの強

い要望があつまつて、イタリアその他

の例はそのようになつております。と

ころが、補償の建前は、先般來の官房

長官の問題にもからむのであります

が、日本側の法律である、こういう仕

組になつた以上は、形式的にでも日本

側の法律によつてやるんだから、日本

側が再査定決定するという建前でなければ困るということを強く頑張りまし

て、大体これに承服されたのであります。

おつたといふことで、例えはその預金のも

とが建物であつた。建物は返すといふ

ことで返します。建物は返されて、お

まけに預金で支払われた債務は消えて

減つた分によつて取得した分は差引こ

うといふのであります。

○菊川孝夫君 次にもう二点お伺いし

ます。但しそれに対する承服を留保して

おつたといふことで、例えはその預金のも

とが建物であつた。建物は返すといふ

ことで返します。建物は返されて、お

まけに預金で支払われた債務は消えて

減つた分によつて取得した分は差引こ

うといふのであります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた

ような和解委員会のよろなものを作り

まして、そこが再査定の処理をするとい

ふることをしなければならない場合も

出で来るかも知れないといふことで、

その規定を置いたわけでござります。

○説明員(佐々木庸一君) まず第一に、

八条の一項を排除して、その国との間

に、場合によつては第三国人も加えた



台湾電力株式会社又は東洋拓殖株式会社の発行した社債の利札であるときは、それぞれ昭和二十年四月十五日又は同年九月十五日までに支払期日の到来した利札)をもつて同項の規定により納付すべき金額の全部又は一部を納付することができる。

3 前項の規定による納付に充てる邦賃債の収納価額は、その発行価額(その邦賃債について利札が附されている場合において、当該利札(第一項に規定する大蔵大臣の指定する日までに支払期日の到来したもの(当該利札が台湾電力株式会社又は東洋拓殖株式会社の発行した社債の利札であるときは、それぞれ昭和二十年四月十五日又は同年九月十五日までに支払期日の到来したものに限る。)を除く。)のうち欠けたものがあるときは、これに相当する金額を控除した額)によるものとし、同項の規定による納付に充てる利札の収納価額は、その券面金額からその百分の三十に相当する金額を控除した金額による。

4 第二項の規定による納付に充てるものの収納の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

5 第四条第一項の規定により有効なもののとされる利札(第一項に規定する外賃債の利札に限る。)について同項に規定する支払を受けた者(その者の包括承継人を含む。)は、大蔵大臣の指定する日までに、その支払を受けた金額からその百分の三十に相当する金額を控除した金額に相当する金額を政府

6 第一項又は前項の規定により納付しなければならない。ある場合において、その者が同令第十一條に基く命令の規定の適用により第一項又は前項の規定による納付金額の一部を納付することができるときは、その者が第一項又は前項の規定により納付すべき金額は、これらの規定にかわらず、これらの項の規定による納付金額からその納付することができない金額を控除した金額とし、この場合においては、その納付すべき金額を分割して納付することができるものとする。

7 第一項及び第五項において「その者の包括承継人」とは、当該者が死亡し、又は合併に因り解散した場合におけるその相続人、受遺者、合併者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人をいい、本項中「当該者」とあるのを「本項に規定する相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人」と読み替えた場合において該当する者を含む。

京銀行は、連合國財產の返還等に  
関する政令（昭和二十六年政令第  
六号）の規定にかかるらず、政令  
で定める手続により、大蔵大臣の  
指定する日までに、当該借換によ  
り邦貨債を取得した者（前条第七  
項に規定するその者の包括承継人  
を含む。）のためにその管理する  
当該邦貨債及びその利札（当該邦  
貨債について利札が附されていな  
いときは、当該邦貨債に係る利子  
債権）を、当該邦貨債を取得した  
者に代り、政府に無償で譲渡し、  
且つ、当該邦貨債を取得した者の  
ためにその管理する左の各号に掲  
げるものの金額に相当する金額  
を、当該邦貨債を取得した者に代  
り、政府に納付しなければならな  
い。

一 当該邦貨債の借換に際し旧法  
第二条第三項の規定により支払  
われた金銭

一 当該邦貨債について償還を受  
けた元金及び支払を受けた利子  
(その支払の際課せられた所得  
税の額を含まないものとする)。

三 当該邦貨債の証券に附属する  
利札について旧外國為替管理法  
に基く命令により支払を受けた  
利子（その支払の際課せられた  
所得税の額を含まないものとす  
る。）

四 当該銀行が前三号に掲げるも  
のを管理している間にそのもの  
から生じた果実  
2 前条第六項の規定は、前項の場  
合について準用する。

3 前条第一項から第四項までの規  
定は、第一項に規定する銀行が、

同項に規定する邦貨債及びその利札（当該邦貨債について利札が附されていないときは、当該邦貨債に係る利子債券）並びに同項第一号、第二号及び第四号に掲げるものの（同項第四号に掲げるものについては、同項第一号及び第二号に掲げるものに係るものに限る。以下本条において同じ。）の全部又は一部を管理していない場合における当該邦貨債を取得した者について適用する。この場合において、前条第一項中「第三条第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債（閉鎖銀行株式会社横浜正金銀行又は株式会社大阪銀行が旧敵産管理法施行令（昭和十六年勅令第千百七十九号）第四条第一項の規定により選任された敵産管理人として旧法第二条第一項の規定により借り換えたものを除く。）」とあるのは、「第七条第一項に規定する外貨債」と読み替えるものとする。

は当該納付金額に相当する金額に  
ついては、当該邦貨債を取得した  
者が、これを前項において準用す  
る前条第一項の規定による政府に  
納付したものとみなす。

5 前条第五項の規定は、第一項に  
規定する銀行が、同項に規定する  
邦貨債を取得した者のために同項  
第三号及び第四号に掲げるもの  
(同項第四号に掲げるものについ  
ては、同項第三号に掲げるものに  
係るものに限る。以下本条におい  
て同じ。) の全部又は一部を管理  
していない場合における同項第三  
号に規定する利子の支払を受けた  
者について準用する。この場合に  
おいて、前条第五項中「利札(第  
一項に規定する外貨債の利札に限  
る。)」とあるのは、「第七条第  
一項に規定する外貨債の利札」と  
読み替えるものとする。

6 前項の場合において、第一項に  
規定する銀行が、同項に規定する  
邦貨債を取得した者に代り、同項  
の規定による同項第三号及び第四  
号に掲げるものの金額に相当する  
金額の納付をしたときは、当該納  
付金額に相当する金額について  
は、当該邦貨債を取得した者が、  
これを前項において準用する前条  
第五項により政府に納付したもの  
とみなす。

(国債整理基金特別会計への繰入  
等)

第八条 政府は、第六条第一項(前  
条第二項において準用する場合を  
含む。以下本条において同じ。)  
の規定による納付が同条第二項

(前条第三項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)の規定により国債でされたときは、当該国債を国債整理基金特別会計の所属に移さなければならぬ。

2 政府は、第六条第一項若しくは第五項(前条第五項において準用する場合を含む。)若しくは前条第一項の規定による納付が現金でされたとき、第六条第一項の規定による納付が同条第二項の規定により國債の利札でされたとき、又は前条第一項の規定により國債の利札(当該国債について利札が附されていないときは、当該国債に係る子債権の債権金額からその百分の三十に相当する金額を控除した金額に相当する金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

3 政府は、第六条第一項の規定による納付が同条第二項の規定により地方債、社債若しくはこれらの利札でされた場合又は前条第一項の規定により地方債、社債若しくはこれらの利札(当該地方債又は社債について利札が附されていないときは、これらの中に係る利子債権を処分したときは、当該处分に因る収入金額に相当する金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならぬ。

4 前二項の規定による繰入があつた場合においては、その繰り入れられた金額について、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第二条第一項の規定による一般会計からの繰入があつたものとみなす。

5 国債整理基金特別会計において、第一項の規定により国債を受け入れた場合においては、直ちに当該国債を、第二項又は第三項の規定による繰入を受けた場合においては、直ちにその繰入を受けた金額に相当する額の一般会計の負担に属する国債を、それぞれ償却しなければならない。

（質権の保護）

第九条 第二条第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債を目的とした質権で、旧法第二条第四項の規定により当該外貨債に代えて発行された邦貨債又は同条第三項の規定により支払われる金銭の上に存せしめられているものは、当該外貨債に係る第三条第二項の告示があつた日において消滅し、当該質権の権利者が当該外貨債の証券を占有しているときは、当該国債の上に存する。

（特別経理会社等の経理の特例）

第十条 企業再建整備法（昭和二十二年法律第四十号）第二十四条に規定する特別経理株式会社で同条又は同法第二十五条に規定する仮勘定を設けているものは、第六条第一項又は第五項の規定により当該会社が政府に納付すべき金額について、これを仮勘定として貸借対照表の資産の部に計上し、第

三  
三条第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債であるの借換の際当該会社が有していたものについては、その価額を零として評価するものとし、当該外貨債の評価額が確定した場合（当該評価額が零として確定した場合を除く。）においては、当該会社が第六条第一項又は第五項の規定により政府に納付すべき金額を限度として、その確定した評価額を、仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。  
2 前項の規定の適用を受ける特別経理株式会社については、企業再建整備法第二十六条第一項中「前二条」とあるのを「前二条又は旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一項の有効化等に関する法律第十条第一項」と読み替えて、同項の規定を適用する。  
3 金融機関再建整備法（昭和二十二年法律第三十九号）第三十七条第一項に規定する調整勘定を設けている金融機関は、第六条第一項又は第五項の規定により当該金融機関が政府に納入すべき金額については、これを当該調整勘定において經理し、第三条第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債でその借換の際当該金融機関が有していたものについては、当該金融機関が金融機関經理応急措置法（昭和二十一年法律第六号）第一条第一項に規定する指定時において有していた勘定に整勘定において經理しなければならない。

**第十一條 第七条第一項の規定に**より政府に譲渡された邦貨債及びその利札（当該邦貨債について利札が附されていないときは、利子債権）並びに同項の規定により政府に納付されたもので連合国財産の返還等に関する政令第一条第三項に規定する連合国財産であるものは、同令の規定にかかわらず、当該譲渡又は納付の日から連合国財産でなくなるものとする。

一、讀願書(第六八七二号)(第九三三号)(第九三六号)(第九三七号)(第九三八号)(第九三九号)(第九四〇号)(第九四一号)(第九四三号)  
一、満二十一年以上の日陸軍共済組合  
甲組合員に年金下附の請願(第四一号)  
一、揮発油税軽減に関する請願(第九七〇号)(第九七一号)(第九八四号)(第九九二号)(第九九九号)(第一〇〇〇号)(第一〇三六号)(第一一一号)(第一一三三号)(第一一四号)(第一一三一号)(第一一五王五号)  
一、家鼠の物品税撤廃に関する請願(第九九八号)  
一、粗製しよう脳および精しよう脳の物品税撤廃  
油の収納価格引上げに関する請願(第一〇一一号)  
一、被接收船舶の補償に関する請願(第一〇四四号)  
一、水あめ、などう糖の物品税撤廃  
に関する請願(第一〇五八号)  
一、中小企業の融資対策に関する請願(第一一〇四号)  
一、閉鎖機関整理委員会職員の退職賃  
手当に関する請願(第一一二九号)  
一、信用協同組合の員外予金取扱い  
活に関する請願(第一一二六号)  
一、国民金融公庫法中一部改正に関する請  
願(第一一二七号)  
一、電気冷蔵庫の物品税に関する請  
願(第一一七一号)  
一、退職金に対する課税撤廃等の陳  
情(第一四五号)  
一、火災保険料率低減に関する陳情  
書(第一二六三号)

第八七一號 昭和二十六年十一月一 日受理

四三上長司外十二  
名

たばこ小売の利益率引上げに関する請願

請願者 兵庫県相生市那波九八  
八赤穂煙草商業協同組合内 松浦増治外十名

紹介議員 横尾 龍君  
電気、ガス、運賃等の値上がりによつて、たばこ小売の営業経費の増加をきたしているからたばこ小売の利益率を一割にされたいとの請願。

第九三五号 昭和二十六年十一月二 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請願  
請願者 大阪市浪速区恵美須町一ノ一 福田安蔵外十  
七名

紹介議員 大屋 晋三君  
この請願の趣旨は、第八七一號と同じである。

第九三六号 昭和二十六年十一月二 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請願

請願者 大阪市西淀川区姫島町四七三 柏原平太郎外  
二十名

紹介議員 薩淵 春次君  
この請願の趣旨は、第八七一號と同じである。

第九三七号 昭和二十六年十一月二 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請願

請願者 京都府舞鶴市宇竹屋九  
請願者

第九四二号 昭和二十六年十一月五 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請願

請願者 兵庫県神崎郡田原村西  
田原一、二三三北条煙草販売協同組合理事長  
長 松岡栄四外百名

紹介議員 藤森 真治君  
この請願の趣旨は、第八七一號と同じである。

第九三八号 昭和二十六年十一月二 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請願

請願者 京都市伏見区京町北七  
ノ三ノ一 星野徳一  
外七十五名

紹介議員 大野木秀次郎君  
この請願の趣旨は、第八七一號と同じである。

第九四三号 昭和二十六年十一月五 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請願

請願者 京都市左京区北白川堂  
ノ前町 森川新太郎外  
二十三名

紹介議員 大野木秀次郎君  
この請願の趣旨は、第八七一號と同じである。

第九四一号 昭和二十六年十一月二 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請願

請願者 千葉県千葉郡横橋村小  
深 小島由太郎外六名

紹介議員 片岡 文重君  
この請願の趣旨は、第八七一號と同じである。

第九四〇号 昭和二十六年十一月二 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請願

請願者 兵庫県佐用郡佐用町佐  
用二三三ノ三 東豊治  
外三名

紹介議員 横尾 龍君  
この請願の趣旨は、第八七一號と同じである。

第九三九号 昭和二十六年十一月二 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請願

請願者 兵庫県加古川市加古川  
町寺家町加印煙草商業  
協同組合理事長 横山  
長治外三十六名

紹介議員 藤森 真治君  
この請願の趣旨は、第八七一號と同じである。

第九四一號 昭和二十六年十一月二 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請願

請願者 千葉県千葉郡横橋村小  
深 小島由太郎外六名

紹介議員 片岡 文重君  
この請願の趣旨は、第八七一號と同じである。

合員に対して受給資格を附与せられた  
いとの請願。

第九七〇号 昭和二十六年十一月六 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請

請願者 兵庫県取締役社長 小池千  
里外二名

紹介議員 羽生 三七君  
この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第九九二号 昭和二十六年十一月七 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請

請願者 愛知県東加茂郡足助町  
宇足助貨物株式会社社  
長 宇井武夫

紹介議員 成瀬 健治君  
この請願の趣旨は、第八七一號と同じである。

第九四四号 昭和二十六年十一月五 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請

請願者 京都市左京区北白川堂  
ノ前町 森川新太郎外  
二十三名

紹介議員 大野木秀次郎君  
この請願の趣旨は、第八七一號と同じである。

第九四五号 昭和二十六年十一月二 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請

請願者 兵庫県加古川市加古川  
町寺家町加印煙草商業  
協同組合理事長 横山  
長治外三十六名

紹介議員 藤森 真治君  
この請願の趣旨は、第八七一號と同じである。

第九四六号 昭和二十六年十一月二 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請

請願者 兵庫県西脇市姫島町  
四七三 柏原平太郎外  
二十名

紹介議員 薩淵 春次君  
この請願の趣旨は、第八七一號と同じである。

第九四七号 昭和二十六年十一月六 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請

請願者 兵庫県佐用郡佐用町佐  
用二三三ノ三 東豊治  
外三名

紹介議員 横尾 龍君  
この請願の趣旨は、第八七一號と同じである。

大字伊那四、八八二上  
伊那貨物自動車株式会  
社取締役社長 小池千  
里外二名

紹介議員 羽生 三七君  
この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第九九九号 昭和二十六年十一月七 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請

請願者 梶田宇右衛門君  
株式会社取締役社長 黒沢益五郎外二名

紹介議員 池田宇右衛門君  
この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第九九九号 昭和二十六年十一月七 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請

請願者 大分市大分一、五  
五五ノ二大分貨物運送  
株式会社取締役社長 橋本新一

紹介議員 一松 政二君  
この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第九九九号 昭和二十六年十一月七 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請

請願者 橋本新一  
株式会社取締役社長 橋本新一

紹介議員 一松 政二君  
この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第一〇〇〇号 昭和二十六年十一月七 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請

請願者 東京都中央区銀座東一  
ノ二社團法人東京トラ  
ック協会長 河田葉幸

紹介議員 黒川 武雄君  
この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第一〇〇一号 昭和二十六年十一月七 日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請

請願者 司 司  
ツク協会長 河田葉幸

紹介議員 黒川 武雄君  
この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第一〇三六号 昭和二十六年十一月

八日受理

揮発油税軽減に関する請願(二通)

請願者 福井市湊新町六四福井

急行トラック株式会社

取締役社長 巨椋初藏

外二名

紹介議員 早川 慶一君

この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第一〇九一号 昭和二十六年十一月

九日受理

揮発油税軽減に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市若松町三ノ五横須賀運送株式会社取締役社長 新倉義雄

この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第一一五五号 昭和二十六年十一月

十日受理

揮発油税軽減に関する請願

請願者 名古屋市中川区富船町四ノ一ノ二名古屋貨物自動車運輸株式会社取締役社長 長板橋清成

この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第一一二三号 昭和二十六年十一月

十日受理

揮発油税軽減に関する請願

請願者 愛知県豊橋市花田町字東郷一ニ渥美運輸株式会社取締役社長 谷田重信

この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第一一四号 昭和二十六年十一月

十日受理

紹介議員 山内 卓郎君

この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第一一四号 昭和二十六年十一月

十日受理

揮発油税軽減に関する請願(二通)

請願者 高知市西洋町七二高知県倉庫運送株式会社取締役社長 山崎光好外

いたずらに一般大衆の負担を重過する

紹介議員 西山 龍七君

この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第一一二三号 昭和二十六年十一月

十日受理

揮発油税軽減に関する請願(三通)

請願者 秋田市上中城町三社团法人秋田県貨物自動車協会長 中崎三郎外二名

この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第一〇九一号 昭和二十六年十一月

紹介議員 長谷山行毅君 村上義一君

この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第一一五五号 昭和二十六年十一月

紹介議員 稲津 佐多 君

この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第一〇九一号 昭和二十六年十一月

紹介議員 島津 忠彦君 之助君 前之園喜一郎

この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第一一五五号 昭和二十六年十一月

紹介議員 栗山 良夫君 長板橋清成

この請願の趣旨は、第九九二号と同じである。

第一一四号 昭和二十六年十一月

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第九九二号と同じである。

第一一四号 昭和二十六年十一月

紹介議員 関根 健一君

この請願の趣旨は、第九九二号と同じである。

第一一四号 昭和二十六年十一月

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第九九二号と同じである。

第一一四号 昭和二十六年十一月

紹介議員 関根 健一君

この請願の趣旨は、第九九二号と同じである。

第一一四号 昭和二十六年十一月

紹介議員 関根 健一君

この請願の趣旨は、第九九二号と同じである。

とともに製造業者および販売業者を悲境に泣かせるものであるから、物品税第一種丁類第四十九号を全廃せられたいとの請願。

粗製しよう糖およびしよう糖原油の収納価格引上げに関する請願

請願者 鹿児島県府内南九州製糖協会連合協議会内

第一〇二二号 昭和二十六年十一月

七日受理

粗製しよう糖およびしよう糖原油の収納価格引上げに関する請願

請願者 東京都千代田区内幸町二ノ三幸ビル内澱粉糖

第一〇五八号 昭和二十六年十一月

八日受理

水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都千代田区内幸町二ノ三幸ビル内澱粉糖

第一〇五八号 昭和二十六年十一月

九日受理

水あめ、ぶどう糖に果せられている物

紹介議員 山崎 恒君

水あめ、ぶどう糖の物品税

第一〇四四号 昭和二十六年十一月

八日受理

被接収船舶の補償に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋茅場町一ノ十一日本郵船

第一〇四四号 昭和二十六年十一月

九日受理

中小企業の融資対策に関する請願

請願者 熊本県議会議長 大久保勢輔

第一〇四四号 昭和二十六年十一月

紹介議員 内村 清次君

第一〇四四号 昭和二十六年十一月

紹介議員 関根 健一君

第一〇四四号 昭和二十六年十一月

紹介議員 関根 健一君

第一〇四四号 昭和二十六年十一月

紹介議員 関根 健一君

第一〇四四号 昭和二十六年十一月

内補償による救済を受けないと、再起の途もないから、(一)船舶自体の喪失に対し時価による全額補償、(二)全額補償等の救済策を講ぜられたいとの請願。

第一〇五八号 昭和二十六年十一月

八日受理

内補償による救済を受けないと、再起の途もないから、(一)船舶自体の喪失に対し時価による全額補償、(二)全額補償等の救済策を講ぜられたいとの請願。

第一一九号 昭和二十六年十一月

十日受理

内補償による救済を受けないと、再起の途もないから、(一)船舶自体の喪失に対し時価による全額補償、(二)全額補償等の救済策を講ぜられたいとの請願。

第一一九号 昭和二十六年十一月

八日受理

内補償による救済を受けないと、再起の途もないから、(一)船舶自体の喪失に対し時価による全額補償、(二)全額補償等の救済策を講ぜられたいとの請願。

金融公庫の資金わくの拡大等の方法により、すみやかに有効適切な対策を講ぜられたいとの請願。

第一一九号 昭和二十六年十一月

十日受理

内補償による救済を受けないと、再起の途もないから、(一)船舶自体の喪失に対し時価による全額補償、(二)全額補償等の救済策を講ぜられたいとの請願。

きたし、中小企業者の金融難激しきとき、これが打開を使命とする信用組合を不当に制限することは立法の精神に反するから、すみやかに員外預金取扱を復活せられたいとの請願。

第一一二七号 昭和二十六年十一月

十日受理

国民金融公庫法中一部改正に関する請願

請願者 東京都港区芝南佐久間町一ノ五五全国中小企業振興会内 松沢隼人

紹介議員 川村 松助君 溝淵春次君 境野 清雄君

国民金融公庫に対し今次の補正予算で十億円の出資と資金運営部より二十億円が出され、資金量は計九十億円となるが、まだ需要の三ペーセントに満たないから、近い将来に五十億円を追加せられるとともに公庫の役職員の待遇を同じ政府機関である開發銀行、輸出銀行、復金等の役職員と同じ待遇に改め、充分機能が発揮できる処置を講ずるため国民金融公庫法中の一部を改正せられたいとの請願。

第一一二八号 昭和二十六年十一月

十日受理

社会保険診療収入に対する所得税軽減の請願

請願者 東京都千代田区神田駿河台二ノ五日本医師会長 谷口弥三郎

紹介議員 愛知 捷一君

社会保険診療収入に対する所得課税について国税局の採れる現行取扱は不當課税に陥りやすく、ひいては社会保険制度の円満なる施行を妨げることとなるから、今後医業所得について適正な

る收支実績調査を行なわない者に対しては、保険診療収入と自由診療収入とを別々に調査し、これに対し各々適正化を図ることの請願。

第二六三号 昭和二十六年十一月九日受理

電気冷蔵庫の物品税に関する請願

第一一七一号 昭和二十六年十一月

十日受理

請願者 東京都中央区銀座西八丁目九ノ九日本冷凍機製造協同理事長 長井 卓夫外三名

紹介議員 田中一君

電気冷蔵庫は、食品衛生法に基く業務用設備として不可欠のもので、これの完備なくして公衆衛生の万全を期すことができないが、現行三十ペーセントの物品税課税は、業者の冷蔵設備をいぢるしく困難としているから、課税範囲を四分の一馬力以下の家庭用電気冷蔵器に限定せられたいとの請願。

第一五四号 昭和二十六年十一月八日受理

退職金に対する課税撤廃等の陳情

陳情者 福島県八幡市八幡製鉄株式会社八幡製鉄所内 橋本久太郎

停年または病気等のやむを得ない事情で、職を離れる場合に支給される退職金は、退職後の生活にとって唯一の保障である。しかるに現在退職金に対して高率な税が課せられているのは、退職者に重大な不安を与えるものであるから、退職金に対する課税を撤廃せら

火災保険料率低減に関する陳情

陳情者 青森市新町五九青森県消防会館内消防協会内山隆文

わが国は可燃性建築物と氣象的悪条件にわざわいされ日夜火災による慘害を繰り返しているが、これが相互救済の社会政策である火災保険が先進諸国に比していちじるしく低調であるのは国民の火災保険に対する認識不足と保険料率の高率によるから、民生安定のため、歐米先進国の例にならつて火災保険料率を低減せられたいとの陳情。

昭和二十六年十一月十四日印刷

昭和二十六年十一月十五日發行

參議院事務局

印刷者 印 刷 庁